

[報告] 12月19日 福井県申入れ：高浜原発4号の蒸気発生器細管の減肉について  
「異物」調査もいかげんなまま、「異物は残っていないだろう」と関電の推定を追認

- 「第3管支持板より上は調べないのかと関電に尋ねたが『調査が難しい』と言われ」引き下がる
- 県の原子力安全専門委員会で議論するかは「検討したい」
- 再稼働の同意権：「他県のことは言えない」/ 県内のUPZ同意権については、無言

12月19日、高浜原発4号の蒸気発生器細管の損傷について、原因を特定するまで再稼働しないよう求めて、福井県庁に申入れに出かけました。要請書の提出団体は、原子力発電に反対する福井県民会議、ふるさとを守る高浜・おおいの会、避難計画を案ずる関西連絡会の3団体です。福井から5名（高浜町・おおい町・若狭町・福井市）、関西から5名（京都府・大阪府）が参加。県からは、原子力安全対策課の前田参事と山本主任が対応しました。11時45分から、約50分間の申入れとなり。福井と関西の市民が共同で、福井県の姿勢を厳しく追及しました。



福井県は「異物は残っていないだろう」と関電の推定を追認する発言を繰り返しました（この日は10時から規制庁の公開会合が開かれ、許しがたいことに、関電の推定原因だけの報告を了承）。しかし関電は、第3管支持板より下しか調査していません。福井県は、第3より上は調べないのかと関電に尋ねたそうですが、「調査が難しい」と言われ引き下がっています。しかし過去には、美浜3号では第3管支持板の上で異物が見つかったのだから、徹底調査を求めるべきです。

結局、「異物」の特定も、入り込んだルートも解明されていません。参加者からは、「どのような理由であろうと、異物が混入するようなことがあってはならない」と強く求めました。

この問題について、県の原子力安全専門委員会で議論するよう求め、県は「検討します」と回答し、用意していた要請書は、原子力安全対策課から12名の委員に配布することになりました。

再稼働の同意権については、京都府や滋賀県等の「他県のことは言えない。歴史が違う」と知事の議会答弁を繰り返します。それでは、県内UPZの若狭町等の同意権についてはどうかと、福井の参加者が問うと、これには何も答えませんでした。いずれにも同意権を認めようとしないうるの姿勢に、福井と関西の参加者から厳しい批判が続きました。



2019年12月28日

避難計画を案ずる関西連絡会

